

社会貢献評価方式制限付き一般競争入札実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、茅ヶ崎市が発注する公共工事の施工において、建設業者の健全育成を図るとともに、地域社会に貢献（以下「社会貢献」という。）した建設業者を評価し、その取組みの一層の拡大を目的に実施する社会貢献評価方式制限付き一般競争入札の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（資格要件となる社会貢献）

第2 社会貢献評価方式制限付き一般競争入札における資格要件となる社会貢献については、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当することとする。

（1） 災害時等の地域貢献として、茅ヶ崎市と災害時の応急措置に関する協定等（入札参加者が構成員として所属する協会が当該協定等を締結している場合を含む。）を現に締結していること。

（2） 他の模範となる優秀工事の施工実績として、過去3年度内に完成した契約金額が500万円以上の茅ヶ崎市発注工事のうち、この要領において発注する工事と同一工種であって、工事成績評定点が80点以上の工事实績（特定建設工事共同企業体での実績の場合は代表構成員として参加した実績に限る。）を有していること。

（社会貢献評価方式入札の対象）

第3 社会貢献評価方式制限付き一般競争入札により入札を行うことができる対象については、設計金額が5,000万円未満の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。）とする。

（制限付き一般競争入札の実施要領の適用）

第4 この要領に定めるもののほか、社会貢献評価方式制限付き一般競争入札の実施に関する事項については、茅ヶ崎市建設工事等制限付き一般競争入札実施要領（平成21年4月1日制定）の規定の例による。

（その他）

第5 この要領に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。